

納期限一覧表

○税および保険料は、普通徴収の納期限日です。
○この表に納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の残高確認にご活用ください。

9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
9月30日(金)	10月31日(月)	11月30日(水)	12月26日(月)	1月31日(火)	2月28日(火)	3月31日(金) ※学校給食費は 3月29日(水)
			第3期 円		第4期 円	
第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
	第3期 円			第4期 円		
第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
第3期 円	第4期 円	第5期 円	第6期 円	第7期 円	第8期 円	
9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2月分 円	3月分 円
9月分 (7月使用分) 円	10月分 (8月使用分) 円	11月分 (9月使用分) 円	12月分 (10月使用分) 円	1月分 (11月使用分) 円	2月分 (12月使用分) 円	3月分 (1月使用分) 円
		第3期 円			第4期 円	
7月分 円	9月分 円	10月分 円	11月分 円	12月分 円	1月分 円	2・3月分 円
円	円	円	円	円	円	円

◎クレジットカード、インターネットバンキングによる納付

市税・後期高齢者医療保険料は、パソコンやタブレット、スマートフォンなどから「F・REGI 公金支払い」(<https://www.f-regi.com/koukin/>) にアクセスして、画面の指示に従ってください(令和4年4月から)。ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。納付の際にはシステム利用料がかかりますので、ご注意ください。

上下水道料金のクレジットカードによる納付は「Yahoo! 公金支払い」(継続払い) (<https://koukin.yahoo.co.jp>) にアクセスして、画面の指示に従ってください。上下水道料金は、インターネットバンキングによる納付はできません。

◎スマホ決済アプリでの納付

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金は、スマホ決済アプリを利用して納付できます。手数料はかかりません。ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。

※市税の納付についての詳細は、「市役所ホームページ」→「届出・証明・税金」→「税金」→「納付」をご確認ください。

税目など	納期限 口座振替日	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月
		5月2日(月)	5月31日(火)	6月30日(木)	8月1日(月)	8月31日(水)
固定資産税 ※都市計画税含む		第1期 円			第2期 円	
軽自動車税 (種別割)			全期 円			
国民健康保険税					第1期 円	第2期 円
市・県民税				第1期 円		第2期 円
介護保険料					第1期 円	第2期 円
後期高齢者医療保険料					第1期 円	第2期 円
保育料		4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
児童クラブ保護者負担金		4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
住宅使用料		4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
地代		4月分 円	5月分 円	6月分 円	7月分 円	8月分 円
上下水道料金 ※取手下水道分含む		4月分 (2月使用分) 円	5月分 (3月使用分) 円	6月分 (4月使用分) 円	7月分 (5月使用分) 円	8月分 (6月使用分) 円
下水道受益者負担金				第1期 円		第2期 円
学校給食費				4月分 円	5月分 円	6月分 円
今月の納付額		円	円	円	円	円

◎納付は納期限を守りましょう

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、督促状が発送され、それでも納付が確認できないときは、差押などの滞納処分を行うことがあります。納期限までに納付が困難なときは、必ず担当課までご相談ください。

◎軽自動車の車検用納税証明書が、納付後すぐに必要な方は、納付書にて納付可能な窓口で納付してください。

◎口座振替による納付

ご指定の口座から継続して振替します。「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入して、取扱金融機関に直接提出してください。学校給食費については、学校給食センター（☎0297-52-2338）にお問い合わせください。

※市役所郵送専用（ダウンロード専用）の市税等口座振替依頼書で申請することもできます（学校給食費を除く）。

◎納付取扱金融機関・市役所での納付

納付取扱金融機関については、納付書裏面に記載してあります。

◎コンビニエンスストアでの納付

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金はコンビニエンスストアで、24時間いつでも納付できます。ただし、納期限を過ぎてしまうと、お取り扱いができません。